

津市小規模事業資金融資等に係る補給金交付要綱

平成18年1月1日訓第151号

改正 平成19年3月23日訓第6号
平成20年3月26日訓第15号
平成20年10月15日訓第66号
令和6年12月13日訓第86号

(目的)

第1条 この要綱は、近年の厳しい社会経済情勢にかんがみ、小規模事業者が三重県における小規模事業資金融資要綱及び小規模借換資金（以下「三重県要綱」という。）の規定に基づく融資（以下「融資」という。）を受ける場合において、その必要となる三重県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に係る信用保証料（以下「保証料」という。）について補給金（以下「補給金」という。）を交付することにより、小規模事業者の資金の調達を円滑にし、小規模事業者の経営の安定及びその発展を図り、もって本市における産業の振興並びに住民等の生活の安定及び向上並びに地域経済の活性化に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補給金は、三重県要綱の規定に基づき保証協会の保証を得て融資を受けた本市の区域内に主たる事業所又は営業所を有する事業者に対して、これを交付するものとする。

(補給金の額)

第3条 補給金は、融資の貸付期間及び保証協会の信用保証料率等を勘案し、融資に係る保証料の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関の発行する保証料受入証明書
- (2) 市税の滞納が無いことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の期限)

第5条 前条の規定による申請は、融資が行われた日から起算して3月以内にこれを行わなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、補給金の交付の適否について決定し、その旨を補給金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 前条の規定による補給金の交付決定に係る通知を受けた者は、市長に対し当該通知に係る補給金の支払を補給金請求書（第3号様式）により請求するものとする。

(補給金の返還等)

第8条 市長は、補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補給金の交付の決定を受けた場合

(2) 繰上償還等により保証協会から保証料の返還を受けた場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた融資に係る保証料に対する補給金について適用し、施行日前になされた融資に係る保証料に対する補給金については、なお合併前の津市小規模事業資金融資に係る補給金交付要綱（平成6年6月15日施行）又は久居市小規模事業資金融資に係る保証料補給要綱（平成7年久居市訓令第1号）の例による。

附 則（平成19年3月23日訓第6号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日訓第 15 号）

この訓は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 15 日訓第 66 号）

この訓は、平成 20 年 10 月 15 日から施行し、改正後の津市小規模事業資金融資等に係る補給金交付要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 12 月 13 日訓第 86 号）

この訓は、令和 6 年 12 月 13 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

補給金交付申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名 印

事務所又は事業所の所在地

屋 号

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

小規模事業資金融資

三重県における小規模借換資金融資に係る保証料に対する補給金の交付を受けたいので、津市小規模事業資金融資等に係る補給金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請金額	円
借入金額	円
借入期間	年 月 日から 年 月 日まで
借入金融機関	銀行 支店 信用金庫
保証料率	年率 %

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 津市長

私は、津市から補給金を受け取った後に、繰上償還等により三重県信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、速やかに津市へ補給金の全部又は一部を返還することを誓約し、何ら異議を申し立てません。

住 所

氏 名 印

事務所又は事業所の所在地

屋 号

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

第2号様式（第6条関係）

補給金交付（不交付）決定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

住 所
氏 名 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった保証料に対する補給金の交付申請については、次のとおり補給金を~~不交付~~交付することに決定しましたので、津市小規模事業資金融資等に係る補給金交付要綱第6条の規定により通知します。

決 定 の 区 分	交 付 ・ 不交付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 理 由	

